

第61回



# 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2023年9月20日（水曜日）  
午前10時

開催  
場所

鹿児島市新照院町41番1号  
SHIROYAMA HOTEL kagoshima  
(城山ホテル鹿児島) 4階 アイリス

## 目次

株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	10
計算書類	12
監査報告	14
株主総会参考書類	19
第1号議案：剰余金の処分の件	
第2号議案：取締役（監査等委員である取締 役を除く。）2名選任の件	
第3号議案：監査等委員である取締役3名 選任の件	
交付書面省略事項	25

AXYZ FOR YOU

株式会社 **アクセス**

証券コード：1381

(証券コード：1381)  
2023年9月4日  
(電子提供措置の開始日2023年8月29日)

株 主 各 位

鹿児島市草牟田二丁目1番8号  
株式会社アクシーズ  
代表取締役社長 伊地知 高 正

## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第61回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.axyz-grp.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年9月19日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年9月20日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 鹿児島市新照院町41番1号  
SHIROYAMA HOTEL kagoshima（城山ホテル鹿児島）4階 アイリス  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

新型コロナウイルス感染症の状況等により、上記の時間・場所等に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.axyz-grp.co.jp>）に掲載させていただきます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第61期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第61期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 事 業 報 告

(自 2022年 7 月 1 日)  
(至 2023年 6 月30日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進み、景気は持ち直しの動きがみられましたが、緊迫した国際情勢、資源価格等の上昇、円安の進行など、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

鶏肉業界におきましては、主要製造コストである飼料原料価格が大幅に高騰していることに加え、その他人件費等の製造コストの上昇が継続しております。また、消費者の内食需要の高まりや他畜種に対する価格優位性から、鶏肉相場は安定しているものの、国内における鶏肉の生産が増加したことにより、需給バランスは緩んできており、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループの業績は、売上高241億1百万円（前期比10.9%増）となりました。利益面につきましては、営業利益19億11百万円（同22.1%減）、経常利益19億77百万円（同25.9%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、14億10百万円（同27.4%減）となりました。

なお、セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区 分	第60期 (2022年6月期)		第61期 (2023年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
食 品	18,009	82.9	20,136	83.6	2,127	11.8
外 食	3,202	14.7	3,498	14.5	295	9.2
エ ネ ル ギ ー	512	2.4	465	1.9	△47	△9.2
合 計	21,725	100.0	24,101	100.0	2,376	10.9

### (2) 企業集団の資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

### (3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は23億9百万円であります。その主なものは、肥育施設の新設及び鶏肉加工工場の設備増強であり、更なる生産性向上のため実施いたしました。

### (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 58 期 (2020年6月期)	第 59 期 (2021年6月期)	第 60 期 (2022年6月期)	第61期(当連結会計年度) (2023年6月期)
売上高(百万円)	19,770	21,160	21,725	24,101
経常利益(百万円)	2,826	3,508	2,669	1,977
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,973	2,412	1,943	1,410
1株当たり当期純利益(円)	351.50	429.52	346.07	251.17
総資産(百万円)	17,956	20,197	21,408	22,636
純資産(百万円)	15,394	17,328	18,772	19,750
1株当たり純資産額(円)	2,741.31	3,085.62	3,342.87	3,516.95

### (5) 企業集団の対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進み、景気は持ち直しの動きがみられましたが、緊迫した国際情勢、資源価格等の上昇、円安の進行など、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

鶏肉業界におきましては、主要製造コストである飼料原料価格が大幅に高騰していることに加え、その他人件費等の製造コストの上昇が継続しております。また、消費者の内食需要の高まりや他畜種に対する価格優位性から、鶏肉相場は安定しているものの、国内における鶏肉の生産が増加したことにより、需給バランスは緩んできており、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。

こうした状況下におきまして、当社グループは生産性の向上により販売数量の最大化を目指すとともに、販売価格の適正化を進めてまいります。

また、消費者に対する安全・安心への信頼を保証すべく、更なる品質管理体制の発展に注力いたします。

(6) **企業集団の主要な事業内容** (2023年6月30日現在)

当社の企業集団は、当社、連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、主として次の事業を行っております。

- ① 鶏肉（チルド及びフローズン）及び鶏肉に加熱、味付け等の加工を施した商品の製造販売
- ② ケンタッキーフライドチキン及びピザハット店舗のF C事業
- ③ 再生可能エネルギーの供給

(7) **企業集団の主要拠点等** (2023年6月30日現在)

①当社の主要拠点

本社、川上工場、南栄事業所	(鹿児島県鹿児島市)
宮之城工場、薩摩工場、鹿児島工場	(鹿児島県薩摩郡さつま町)
帖佐工場	(鹿児島県始良市)
東京営業所	(東京都文京区)

②子会社の主要拠点

アクシーズフーズ本社	(東京都文京区)
錦江湾飼料鹿児島工場	(鹿児島県鹿児島市)

(8) **企業集団及び当社の従業員の状況** (2023年6月30日現在)

①企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
食品	1,126名 ( - )	35名減
外食	121名 ( 796 )	19名増
エネルギー	-名 ( - )	-
合計	1,247名 ( 796 )	16名減

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、( ) 書きは外書きで臨時従業員の期中平均雇用人員を記載しております。

②当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
821名	50名減	37.6歳	6.6年

(注) 従業員数の中には常勤嘱託社員15名を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アクシーズフーズ	10百万円	100.0%	外食事業及び鶏肉とその鶏肉加工食品の販売
錦江湾飼料株式会社	30	100.0	飼 料 の 製 造 販 売
株式会社アクシーズケミカル	20	100.0	シラスバルーン及びゼオライトの製造販売

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,350,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,617,500株（うち自己株式1,783株）  
 (3) 株主数 2,763名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 照 国 興 産	600,000株	10.68%
伊 地 知 高 正	502,815	8.95
伊 地 知 芳 正	502,815	8.95
日 本 ハ ム 株 式 会 社	500,000	8.90
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	280,000	4.98
伊 地 知 恭 正	250,200	4.45
伊 地 知 昭 正	250,200	4.45
農 林 中 央 金 庫	210,000	3.73
村 尾 万 紀 子	185,000	3.29
伊 地 知 洋 正	185,000	3.29

(注) 持株比率は自己株式（1,783株）を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2023年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊地知 高 正	錦江湾飼料株式会社代表取締役社長
常務取締役	榊 茂	株式会社アイエムポーター代表取締役社長
取締役（監査等委員・常勤）	松 山 照	有限会社山之内コンピューター会計代表取締役 税理士法人れいめい代表社員
取締役（監査等委員）	山之内 浩 明	
取締役（監査等委員）	新 倉 哲 朗	

- (注) 1. 取締役山之内浩明氏及び新倉哲朗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役山之内浩明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部統制監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、松山照氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役新倉哲朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役の報酬等の総額

##### ① 当事業年度に係る役員報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	35	32	—	2	—	2
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	5	4	—	0	—	1
社外取締役 (監査等委員)	0	0	—	—	—	1

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年9月12日開催の第55回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月12日開催の第55回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
3. 社外取締役（監査等委員）の員数は、無支給者が1名いるため、当事業年度支給対象人員数と相違しております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役員報酬規程に従い、役位、職責、在任年数および当社の業績等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には固定報酬としての基本報酬および賞与ならびに退職慰労金により構成しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

賞与を支給する場合は、当社の業績、従業員賞与とのバランス等を総合的に勘案のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠に株主総会の決議を経て、毎年一定の時期に支給しております。

退職慰労金は、別に定める退職慰労金規程に基づき取締役会で決定した額を、株主総会の決議を経て、退任後の一定の時期に支給しております。

個人別の報酬額については、監査等委員である取締役を含む取締役会で審議を行っており、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況等及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 会 社 名	兼 職 の 内 容
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 之 内 浩 明	有限会社山之内コンピューター会計 税 理 士 法 人 れ い め い	代 表 取 締 役 代 表 社 員

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 之 内 浩 明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会4回の全てに出席し、主に当社の経理システム並びに内部統制監査について適宜、必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	新 倉 哲 朗	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会4回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

# 連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,548</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,353</b>
現金及び預金	6,162	買掛金	647
受取手形	0	未払金	1,392
売掛金	2,390	リース債務	42
製品	319	未払法人税等	162
仕掛品	585	その他	107
原材料及び貯蔵品	1,096	<b>固定負債</b>	<b>533</b>
その他	992	社債	35
貸倒引当金	△0	リース債務	59
<b>固定資産</b>	<b>11,088</b>	繰延税金負債	0
<b>有形固定資産</b>	<b>10,037</b>	役員退職慰労引当金	56
建物及び構築物	1,966	退職給付に係る負債	237
機械装置及び運搬具	1,792	その他	143
工具、器具及び備品	3,578	<b>負債合計</b>	<b>2,886</b>
リース資産	90	<b>(純資産の部)</b>	
土地	2,375	<b>株主資本</b>	<b>19,533</b>
建設仮勘定	233	資本金	452
<b>無形固定資産</b>	<b>7</b>	資本剰余金	428
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,044</b>	利益剰余金	18,654
投資有価証券	699	自己株式	△2
繰延税金資産	60	その他の包括利益累計額	217
その他	284	その他有価証券評価差額金	217
		<b>純資産合計</b>	<b>19,750</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,636</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>22,636</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2022年7月1日)  
(至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,101
売上原価	18,092
売上総利益	6,009
販売費及び一般管理費	4,097
営業利益	1,911
営業外収益	
受取利息及び配当金	14
持分法による投資利益	2
受取家賃	17
受取保険金	40
補助金収入	21
その他	32
営業外費用	
支払利息	6
為替差損	51
減損	1
その他	4
経常利益	63
特別損失	
減損損失	61
税金等調整前当期純利益	1,977
法人税、住民税及び事業税	551
法人税等調整額	△45
当期純利益	1,410
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,410

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,394</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,772</b>
現金及び預金	3,757	買掛金	533
売掛金	2,227	未払金	1,001
製品	318	リース債務	42
仕掛品	587	未払法人税等	123
原材料及び貯蔵品	587	預り金	69
前渡金	278	その他	2
前払費用	44	<b>固定負債</b>	<b>400</b>
その他	593	リース債務	59
<b>固定資産</b>	<b>10,211</b>	退職給付引当金	205
<b>有形固定資産</b>	<b>9,393</b>	役員退職慰労引当金	44
建物	1,489	その他	90
構築物	277	<b>負債合計</b>	<b>2,173</b>
機械及び装置	1,637	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	104	<b>株主資本</b>	<b>16,257</b>
工具、器具及び備品	3,464	<b>資本金</b>	<b>452</b>
リース資産	90	<b>資本剰余金</b>	<b>428</b>
土地	2,095	資本準備金	428
建設仮勘定	233	<b>利益剰余金</b>	<b>15,378</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>7</b>	利益準備金	41
<b>投資その他の資産</b>	<b>810</b>	その他利益剰余金	15,337
投資有価証券	455	特別償却準備金	9
関係会社株式	172	別途積立金	2,250
出資金	0	繰越利益剰余金	13,077
繰延税金資産	49	<b>自己株式</b>	<b>△2</b>
その他	132	評価・換算差額等	175
		その他有価証券評価差額金	175
<b>資産合計</b>	<b>18,605</b>	<b>純資産合計</b>	<b>16,432</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>18,605</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2022年7月1日)  
(至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		20,546
売上原価		16,947
売上総利益		3,598
販売費及び一般管理費		2,218
営業利益		1,379
営業外収益		
受取利息及び配当金	310	
受取家賃	9	
その他	84	404
営業外費用		
支払利息	5	
為替差損	51	
減損	1	
その他	1	60
経常利益		1,723
特別損失		
減損	61	61
税引前当期純利益		1,662
法人税、住民税及び事業税	390	
法人税等調整額	△57	333
当期純利益		1,329

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社アクシーズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野澤	啓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室井	秀夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクシーズの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社アクシーズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野澤 啓  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 室井 秀夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクシーズの2022年7月1日から2023年6月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社につきましては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月24日

株式会社アクシーズ 監査等委員会

常勤監査等委員 松 山 照 ㊟

社外監査等委員 山之内 浩 明 ㊟

社外監査等委員 新 倉 哲 朗 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるための設備投資と会社の競争力の維持強化を行うとともに、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けており、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、普通配当1株につき96円50銭とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金 96円50銭

普通配当 95円

記念配当 1円50銭（設立60周年記念）

配当総額 541,916,691円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月21日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	い ぢ ち たか まさ 伊 地 知 高 正 (1975年3月3日生)	2005年2月 当社入社 2007年7月 管理部長 2007年9月 取締役 2009年9月 専務取締役 2017年9月 代表取締役社長（現） (重要な兼職の状況) 錦江湾飼料株式会社代表取締役社長	502,815株
2	さかき しげる 榊 茂 (1953年9月29日生)	1977年4月 当社入社 2001年9月 取締役 2003年7月 生産部長 2017年9月 常務取締役（現） (重要な兼職の状況) 株式会社アイエムポーター代表取締役社長	21,300株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	まつ やま てらす 松 山 照 (1948年4月20日生)	2003年7月 当社入社 2005年7月 社長室次長 2009年9月 監査役(常勤) 2018年9月 取締役【常勤監査等委員】(現)	4,000株
2	やま の うち ひろ あき 山之内 浩 明 (1961年12月6日生)	1990年12月 税理士登録 山之内素明税理士事務所(現：税理士法人れいめい) 入所 1997年7月 (有) 山之内コンピューター会計代表取締役(現) 1999年8月 当社社外監査役 2012年6月 山之内浩明税理士事務所(現：税理士法人れいめい) 所長 2017年7月 税理士法人れいめい代表社員(現) 2017年9月 当社社外取締役【監査等委員】(現)	—
3	しん くら てつ ろう 新 倉 哲 朗 (1968年4月14日生)	1998年4月 弁護士登録 和田・石走・蓼毛法律事務所(現：弁護士法人和田久法律事務所) 入所(現) 2007年4月 鹿児島県弁護士会副会長 2010年4月 鹿児島県弁護士会における法律相談センター運営委員会及び裁判員裁判に対応できる弁護士養成委員会委員長 2010年9月 当社社外監査役 2017年9月 当社社外取締役【監査等委員】(現) 2020年4月 鹿児島県弁護士会会長	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 山之内浩明氏及び新倉哲朗氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 山之内浩明氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、税理士として財務等専門分野に関する相当程度の知見を有しておられることから、監査等委員である社外取締役として適切な助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
(2) 新倉哲朗氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として適切な助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 山之内浩明氏及び新倉哲朗氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、新倉哲朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：鹿児島市新照院町41番1号

SHIROYAMA HOTEL kagoshima (城山ホテル鹿児島) 4階 アイリス

電 話：099-224-2211



### 交通のご案内

鹿児島空港から	車で40分
J R 鹿児島中央駅から	車で10分
天文館通りから	車で10分





電子提供措置の開始日2023年8月30日

株 主 各 位

**第61回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

会社の新株予約権等に関する事項  
会計監査人に関する事項  
業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

[第61期 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)]

**株式会社アクシーズ**

## 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	計
当社	21百万円	—	21百万円
連結子会社	—	—	—
計	21	—	21

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### I. 決議の内容の概要

株式会社アクシーズ（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を次のとおり整備する。

#### (1) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役並びに社員、従業員、嘱託及びパートタイム労働者（以下「社員等」という。）が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等を適切に管理する。取締役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

#### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社員等が共有する全社的な目標を定め、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的な目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に取り締役に報告し、進捗・改善を促す。また、経営上重要な業務執行事項や諸課題を審議し、取締役会及び取締役社長を補佐する組織として取締役、常勤の監査等委員である取締役及び各部署の長で構成する経営会議を置く。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。

(5) ①から④に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社の職務の執行状況及びその他事業活動に係る重要な事項については、当社の取締役会等にて報告を行う。

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関するプロジェクトチームを設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるためのシステムを含む体制を構築する。当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を内部監査規程に基づいて実施する。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては当社の取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社の取締役等は、組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に当社の取締役会等に報告し、進捗・改善を促す。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。

④当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社は、倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役等及び社員等が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、当社の経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に当社の取締役会等に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。

**(6) 当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

当社の監査等委員である取締役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令できるものとする。

**(7) (6) の従業員の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

当社の監査等委員である取締役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令を受けないものとする。

**(8) 当社の監査等委員である取締役の(6) の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員である取締役の職務を補助する従業員の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員である取締役の同意を得るものとする。

**(9) ①及び②に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**

**①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等は、常勤の監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の施行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等にその説明を求めることができる。

**②当社の子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制**

取締役等は、当社の常勤の監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、当社の監査等委員である取締役は、必要に応じて取締役等にその説明を求めることができる。

- (10) (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役が報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等が、報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしてはならないものとする。

- (11) 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- (12) その他当社の監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議に出席し意見を述べる事ができるものとする。取締役社長は監査等委員である取締役との間で定期的に意見交換を行う。

## II. 体制の運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針に基づき、下記の取組みを実施しております。

- (1) 取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的な目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。
- (2) リスク管理規程により、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- (3) 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- (4) 監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議等に出席しております。また、取締役社長は監査等委員である取締役との間で定期的に意見交換を行っております。
- (5) 監査等委員である取締役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日)  
(至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	452	428	17,777	△2	18,656
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△533		△533
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,410		1,410
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	876	△0	876
当 期 末 残 高	452	428	18,654	△2	19,533

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	116	116	18,772
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△533
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,410
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	100	100	100
当 期 変 動 額 合 計	100	100	977
当 期 末 残 高	217	217	19,750

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
主要な連結子会社の名称	株式会社アクシーズフーズ 株式会社アクシーズケミカル 錦江湾飼料株式会社

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数	1社
主要な会社等の名称	有限会社南九州バイオマス

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### ロ. デリバティブ

時価法

##### ハ. 棚卸資産

製品、仕掛品、原材料

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

##### ロ. 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。



- ハ. リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ①食品  
食品事業では、直営の肥育施設で飼育されたブロイラーによる鶏肉を製造販売しております。製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、着荷日で収益を認識しております。
- ②外食  
外食事業では、ケンタッキーフライドチキン等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。
- ③エネルギー  
エネルギー事業では、再生可能エネルギーの供給を行っております。製造した再生可能エネルギーを顧客との契約において供給した時点で履行義務を充足したと判断し、供給量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、原則として連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産
- |         |              |
|---------|--------------|
| 建物及び構築物 | 2百万円         |
| 土地      | 1,708        |
| 計       | <u>1,710</u> |
- 上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,738百万円
3. 国庫補助金等による圧縮記帳額 310百万円  
(うち、当連結会計年度の圧縮記帳額) ( 1百万円)

### 【連結損益計算書に関する注記】

1. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	鹿児島県南九州市 鹿児島県南さつま市	61百万円

当社グループは、報告セグメントを基準として、食品、外食、エネルギー及び遊休資産にグループ化し、減損損失の認識をおこなっております。

遊休資産については、当面の使用見込みがなく回収可能性が認められないこと等により、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しております。

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度末株式数
普通株式	5,617,500株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月21日 定時株主総会	普通株式	533	95.00	2022年6月30日	2022年9月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	541	96.50	2023年6月30日	2023年9月21日

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用して為替の変動リスクをヘッジしております。

社債は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、すべて固定金利の調達であり金利の変動リスクに晒されておられません。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利の調達であり金利の変動リスクに晒されておられません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	636	636	—
資産計	636	636	—
(1) 社債	35	36	0
(2) リース債務(※3)	101	104	2
負債計	137	140	2
デリバティブ取引(※4)	7	7	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	62百万円

(※3) 1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	636	—	—	636
デリバティブ取引				
通貨関連	—	7	—	7
資産計	636	7	—	644

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	36	—	36
リース債務	—	104	—	104
負債計	—	140	—	140

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

	報告セグメント（百万円）			
	食品	外食	エネルギー	合計
顧客との契約から生じる収益	20,136	3,498	465	24,101
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	20,136	3,498	465	24,101

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ. 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高がなく、変動も発生していないため、記載を省略しております。また、前連結会計年度以前の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額

3,516円95銭

1株当たり当期純利益

251円17銭

## 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日)  
(至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	452	428	428	41	44	2,250	12,246	14,582
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩					△35		35	-
剰 余 金 の 配 当							△533	△533
当 期 純 利 益							1,329	1,329
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△35	-	830	795
当 期 末 残 高	452	428	428	41	9	2,250	13,077	15,378

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2	15,461	74	74	15,535
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩		-			-
剰 余 金 の 配 当		△533			△533
当 期 純 利 益		1,329			1,329
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			100	100	100
当 期 変 動 額 合 計	△0	795	100	100	896
当 期 末 残 高	△2	16,257	175	175	16,432

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 個別注記表

## 【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
  - デリバティブ……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - 製品、仕掛品、原材料……………売価還元法による原価法。但し、原材料のうち飼料については先入先出法による原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 貯蔵品……………最終仕入原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
    - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～47年
構築物	2～35年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～10年
  - (2) 無形固定資産
    - ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの
    - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

す。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①食品

食品事業では、直営の肥育施設で飼育されたブロイラーによる鶏肉を製造販売しております。製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、着荷日で収益を認識しております。

②エネルギー

エネルギー事業では、再生可能エネルギーの供給を行っております。製造した再生可能エネルギーを顧客との契約において供給した時点で履行義務を充足したと判断し、供給量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、原則として期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

建物	2百万円
土地	1,708
計	<u>1,710</u>

上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,537百万円

3. 国庫補助金等による圧縮記帳額 308百万円  
(うち、当事業年度の圧縮記帳額) ( 100百万円)

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務 8百万円  
短期金銭債権

### 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	0百万円
仕入高	9,865
その他	351

営業取引以外の取引による取引高 314

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	1,783株

## 【税効果会計に関する注記】

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	62百万円
役員退職慰労引当金	13
減損損失	211
未払事業税	11
資産除去債務	27
その他	46
繰延税金資産小計	372
評価性引当額	△220
繰延税金資産合計	152
繰延税金負債	
特別償却準備金	△4
その他有価証券評価差額金	△76
資産除去債務	△21
繰延税金負債合計	△102
繰延税金資産の純額	49

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.5
評価性引当額の増減	1.2
法人税額の特別控除額	△5.1
その他	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.0

### 【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議 決 権 の 所有 (被所有) の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	錦江湾飼料(株)	(所有) 直接 100.00	飼料原料の供給 及び飼料製造の 委託	飼料の仕入等 (注) 1	8,828	買掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 錦江湾飼料(株)からの飼料の仕入単価につきましては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

### 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	2,926円14銭
1株当たり当期純利益	236円72銭

### 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。